

令和7年度（2025年度）豊中市立学校教職員人事取扱要領

令和7年度（2025年度）豊中市立学校教職員人事について、「豊中市立学校教職員人事基本方針」に基づき、豊能地区教職員人事協議会（以下「人事協」という。）と人事協に参加する2市2町教育委員会との連携のもと、以下の事項に重点をおき、実施するものとする。

1 過欠員の調整

児童・生徒の増減等に基づく定数事情を勘案し、配置転換（以下「異動」という。）を行い、効率的な過欠員調整を図る。

2 教職員構成の適正化

- （1）それぞれの学校における教職員の構成については、性別、年齢、担当教科別等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するよう留意する。
- （2）人権教育の推進並びに児童・生徒の実情と地域の特性をふまえた生徒指導の徹底が図れるよう配慮する。
- （3）夜間学級の教職員構成についても十分配慮する。
- （4）在外教育施設等への派遣経験者等、様々な人事交流経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。
- （5）校種間異動経験者は、その経験を採用校種にて発揮できるよう適切な配置を行う。

3 学校の活性化を図る人事の推進

学校長の特色ある学校づくりの推進と、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。

4 新規採用教職員の人事

新規採用教職員については、人材育成の観点から、適正な配置となるよう考慮する。

また、新規採用教職員の異動にあたっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進する。

5 異動の対象者

学校の活性化、教員の資質向上の観点から、以下の基準により、異動を積極的に推進する。

- （1）新規採用教職員の異動
現任校において3年以上勤務する者。
- （2）異動既経験教職員の異動
現任校において4年以上勤務する者。ただし、最長10年を目途とする。
- （3）指導養護教諭、養護教諭、栄養教諭、学校事務職員の異動
市内全体の状況を考慮して、上記の年限問わず異動対象とする。
- （4）首席・指導教諭の異動
市内全体の状況を考慮して、上記の年限問わず異動対象とする。
ただし、学校運営上必要である場合はこの限りでない。

6 前項に基づき異動を行うが、以下のような事情を有する場合は、原則異動を行わない。
ただし、学校運営上必要である場合はこの限りでない。

- (1) 産休・産休予定者及び産休に引き続き育休を取得している者
- (2) その他特別な事情がある者。

7 女性教職員の人事について

- (1) 各学校における主任等の任命にあたっては、女性教職員の活用を計画的に進める。
- (2) 女性教職員の人事にあたっては、母性保護の観点に十分留意する。

8 校長及び教頭等の人事について

- (1) 校長及び教頭等の異動等

学校運営上の能力等を十分考慮するとともに学校の実情を勘案の上、特色ある学校づくりを推進するため、適材を適所に配置する。

- (2) 校長及び教頭等の任用

- ① 校長及び教頭等の任用については、年齢、経歴にとらわれることなく、若手の登用を心がけ、学校の実情、本人の特性等を十分考慮して行う。
- ② 女性教職員の管理職任用を、積極的に推進する。